

平和に係る教育・研究の導入機能等に関する検討会開催要綱

(開催)

第1条 広島大学旧理学部1号館（以下「旧理学部1号館」という。）の保存・活用の方針に基づく、その活用方策の具体化に当たり、平和に関する教育・研究や交流・活動を行う場として活用するために必要となる機能及び運営主体等の事業スキーム等について検討するため、平和に係る教育・研究の導入機能等に関する検討会（以下「検討会」という。）を開催する。

(意見交換)

第2条 検討会は、旧理学部1号館を平和に関する教育・研究や交流・活動を行う場として活用するために必要となる機能及び運営主体等の事業スキーム等について意見交換を行う。

(委員)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が依頼する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体及び関係機関に属する者
- (3) その他市長が必要と認める者

(座長)

第4条 検討会には、委員の互選により座長1人及び副座長1人を置く。

- 2 座長は、検討会を進行する。
- 3 副座長は、座長を補佐する。
- 4 座長に事故があるときは、副座長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 検討会は、市長が必要と認めるときに開催する。

- 2 検討会は、非公開とする。ただし、市長が必要と認めるときは公開とすることができる。
- 3 検討会は、必要に応じて関係者に資料の提出を求め、又は関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第7条 検討会の庶務は、都市整備局都市機能調整部及び市民局国際平和推進部平和推進課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に必要な事項は、都市整備局長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年1月24日から施行する。
- 2 この要綱は、検討会としての役割を終えた日にその効力を失う。